［略］	［略］	新田東一丁目から新田東五丁目まで、仙台港北一丁目、仙台港北二丁目、高砂一丁目、高砂二丁目、高瀬町、田子一丁目から田子三丁目まで、田子西一丁目から田子西三丁目まで、館町一丁目、館町二丁目、榴ヶ岡、榴岡一丁目から榴岡五丁目まで、鶴巻一丁目、鶴巻二丁目、鉄砲町、中野一丁目から中野五丁目まで、苦竹一丁目から苦竹四丁目まで、西宮城野、二十人町、二十人町通、萩野町一丁目から萩野町四丁目まで、原町一丁目から原町三丁目まで、原町六丁目、東宮城野、日の出町一丁目から日の出町三丁目まで、福住町、福田町一丁目から福田町四丁目まで、福田町南一丁目、福田町南二丁目、福室一丁目から福室七丁目まで、平成一丁目、平成二丁目、港一丁目から港五丁目まで、南目館、宮城野一丁目から宮城野三丁目まで、宮千代一丁目から宮千代三丁目まで、岡田、蒲生、田子、中野、原町苦竹、原町南目、福室 若林区
［同上］	［同上］	丁目から新田東五丁目まで、仙台港北一丁目、仙台港北二丁目、高砂一丁目、高砂二丁目、高瀬町、田子一丁目から田子三丁目まで、田子西一丁目から田子西三丁目まで、館町一丁目、館町二丁目、榴ヶ岡、榴岡一丁目から榴岡五丁目まで、鶴巻一丁目、鶴巻二丁目、鉄砲町、中野一丁目から中野五丁目まで、苦竹一丁目から苦竹四丁目まで、西宮城野、二十人町、二十人町通、萩野町一丁目から萩野町四丁目まで、原町一丁目から原町三丁目まで、原町六丁目、東宮城野、日の出町一丁目から日の出町三丁目まで、福住町、福田町一丁目から福田町四丁目まで、福田町南一丁目、福田町南二丁目、福室一丁目から福室七丁目まで、平成一丁目、平成二丁目、港一丁目から港五丁目まで、南目館、宮城野一丁目から宮城野三丁目まで、宮千代一丁目から宮千代三丁目まで、岡田、蒲生、田子、中野、原町苦竹、原町南目、福室 若林区

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第六十号

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）第十九条第二項及び第三十四条第四項並びに農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第九十二条第五項及び第百十八条第四項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十月一日

農林水産大臣　野上浩太郎

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに情報企画官、広報・報道審査官、評価専門官、政策立案企画官、デジタル企画官、情報化推進官及び文書管理専門官） **第五条**　広報評価課に、広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに情報企画官二人、広報・報道審査官二人、評価専門官三人、政策立案企画官一人、デジタル企画官三人、情報化推進官一人及び文書管理専門官一人を置く。 ２～16　（略）	（広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに情報企画官、広報・報道審査官、評価専門官、政策立案企画官、デジタル企画官、情報化推進官及び文書管理専門官） **第五条**　広報評価課に、広報室、報道室、情報管理室及び情報分析室並びに情報企画官三人、広報・報道審査官二人、評価専門官三人、政策立案企画官一人、デジタル企画官二人、情報化推進官一人及び文書管理専門官一人を置く。 ２～16　（略）